

(お知らせ)

令和2年9月17日
防 衛 省

1. 国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、オーストラリアが、9月下旬から10月下旬の間、国連軍地位協定に基づき、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降7度目となる航空機による警戒監視活動を行う予定です。
2. 我が国としては、北朝鮮の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄の実現に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議の実効性確保に取り組んでいく観点から、こうした取組を歓迎します。
3. 防衛省・自衛隊としても、海上自衛隊が国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集をしており、関係国と緊密に協力を行ってまいります。

[参考] オーストラリア哨戒機P-8



(出典・オーストラリア国防省)